

令和6年度 県・市町村による住宅建設等への支援制度

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
福島県	土木部 建築指導課 (024-521-7528)	空き家対策総合支援事業	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/sundefukushima.html	空き家	補助金	<p>【補助額】※市町村が負担する額の1/2以内 ※市町村が補助する額は各自治体の要綱等による</p> <p>①改修 ・基礎額 改修費：県補助 最大75万円(二地域居住者は最大40万円) 清掃費：県補助 最大15万円 ・加算額 県補助 10万円/件(最大3件、30万円/戸)</p> <p>②建替 県補助 最大40万円 (二地域居住者、既空き家居住者は対象外)</p> <p>③調査 県補助 最大2万円</p>	<p>【対象者】 移住・二地域居住者、新婚・子育て世帯、被災・避難者、既空き家居住者</p> <p>【対象戸建住宅】 居住その他の使用がなされていないもの</p> <p>【対象工事等】 空き家の改修・清掃、除却、状況調査</p>
福島県	土木部 建築指導課 (024-521-7528)	ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/point.html	住宅新築・取得	補助金	<p>1棟あたりの木材使用量に応じ、県産品等と交換可能なポイント(20万～50万ポイント。1ポイントは1円相当)を交付する。 4m3以上、10m3未満：20万ポイント 10m3以上、15m3未満：30万ポイント 15m3以上、20m3未満：40万ポイント 20m3以上：50万ポイント 上記に加え、森林認証材を一定量使用している場合、1棟あたり10万ポイントを加算する。</p>	<p>【対象者】 対象住宅に居住する者</p> <p>【対象住宅】 ○柱・梁・土台等に所定量の県産材を使用している木造住宅 ・県内に主たる営業所がある業者が施工しているもの ・事業実施年度内に完成したもの</p> <p>【対象工事等】 新築・増改築・新築住宅の購入</p>
福島県	土木部 建築指導課 (024-521-7528)	来てふくしま住宅取得支援事業	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/kitefukushima.html	住宅新築・取得	補助金	<p>【補助額】 ○県から市町村への補助額は以下 ・補助基本額：市町村の補助額と同額(上限70万円) ・地域活性化要件加算額：要件毎に10万円(最大3件、30万円/戸) ※上記の額と市町村事業補助額との合算が県外移住者への補助額(ただし、住宅取得に係る経費の1/2以内)</p>	<p>【対象者】 ○以下の対象者に補助する制度を有する市町村 ・対象住宅を自ら居住するために取得した県外移住者 ・対象住宅に3年間以上定住する者</p> <p>【対象住宅】 誘導居住面積水準を満たす住宅</p> <p>【対象経費】 住宅の取得</p>
福島県	土木部 建築指導課 (024-521-7529)	福島県木造住宅等耐震化支援事業	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/mokuzoutaisinkasiennjigyuu.html	耐震化	補助金	<p>【補助額】 ○木造住宅の耐震診断：15.6万円/戸 ○木造住宅の耐震化工事 ・一般改修、建替：工事費の80%、最大100万円(多雪地域は120万円) ・簡易・部分改修：工事費の80%、最大60万円(多雪地域は72万円) ○ブロック塀等の耐震化工事：10万円/件</p>	<p>【対象者】 ・木造住宅：所有者、賃借者、購入予定者 ・ブロック塀等：所有者等又は管理者</p> <p>【対象住宅等】 ・旧耐震基準(S56.5.31以前)の木造住宅 ・旧耐震基準(S56.5.31以前)のブロック塀及び組積造の塀</p> <p>【対象工事等】 ○木造住宅の耐震診断 ○木造住宅の耐震改修及び建替 ・上部構造評点を1.0以上とする「一般改修」 ・上部構造評点を0.7以上とする「簡易改修」 ・特定の部屋のみを補強する「部分改修」 ○ブロック塀等の耐震改修及び除却</p>
福島県	土木部 建築指導課 (024-521-7529)	福島県多世代同居・近居推進事業	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/tasedaidoukyokinnyo.html	同居対応	補助金	<p>【補助額】 住宅取得等に係る経費の1/2または以下の合計額のいずれか低い額 ・基本額 30万円 ・県外移住加算額 10万円</p>	<p>【対象者】 対象住宅の所有者(3年以上の定住が必要)</p> <p>【対象住宅】 ・新たに多世代同居・近居するための住宅 誘導居住面積水準を満たす住宅</p> <p>【対象工事等】 住宅の取得、増改築、改修</p>

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
福島県	土木部 建築指導課 (024-521-7529)	福島県省エネルギー住宅改修補助事業	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/syouenezyuutaku.html	省エネルギー化	補助金	【補助額】 ○省エネ診断 最大2.2万円(費用の2/3以内) ○省エネ改修 最大76.6万円～140万円(工事費の23%以内) ※最大補助額は改修内容等により異なる	【対象者】 自ら居住するために事業を行う住宅の所有者又は賃借者 【対象住宅等】 県内に存する戸建住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上の併用住宅を含む) 【対象工事等】 ・省エネ診断 ・省エネ改修(窓及び壁、屋根(天井)、床(基礎)の断熱化、住宅設備の高効率化)
福島県	企画調整部 避難地域復興局 生活拠点課 (024-521-8306)	被災者生活再建支援制度	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/36-1.html	その他	その他	東日本大震災(地震・津波)により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。 ①基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給):最大100万円 ②加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給):最大200万円 ※①と②を合わせて最大300万円支給。 ※上記金額は被災当時複数世帯の場合であり、単数世帯の支援金額は複数世帯の3/4となる。	地震又は津波により、震災当時居住していた住宅が ①全壊した世帯 ②半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯 ③長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯) ※被災状況については、被災元市町村が発行する罹災証明書による。
福島県	生活環境部 環境共生課 (024-521-7813)	ネット・ゼロ・エネルギーハウス推進事業		省エネルギー化	補助金	県内にZEHを新築する方等を対象として、高断熱外皮やLED照明などの省エネ設備の導入に要する経費の一部を助成する。 ○補助額:40万円(定額) ○補助件数:10件	【対象者】 県内にZEHを新築する、または建売住宅を導入する個人 【対象住宅】 ・ZEH住宅 【対象工事等】 ・断熱・省エネ効果の高い設備等を購入する場合の掛かり増し経費 【補助要件】 ・別途環境共生課HP等にてお知らせします。
福島県	生活環境部 環境共生課 (024-521-7813)	ふくしまZEH(F-ZEH)モデル支援事業		省エネルギー化	補助金	より断熱性を高めるとともに、県産材を活用するなど、本県ならではの特性を活かしたふくしまZEH(F-ZEH)を建築し、普及啓発等を行う中小企業等に対し、建築に係る費用の一部を補助する。 ○補助額:300万円(定額) ○補助件数:3件(上限)	【対象者】 対象住宅を建築する事業者 【対象住宅】 以下の要件を満たす「ふくしまZEH(F-ZEH)」であるもの ・ZEHの認定を受けていること ・断熱性能等級6以上であること ・県産材を10㎡以上使用していること ・木質バイオマス燃料とするストーブを導入すること 【対象工事等】 ・F-ZEHを新築する事業 【補助要件】 ・別途環境共生課HP等にてお知らせします
福島県	生活環境部 水・大気環境課 (024-521-7258)	高度処理浄化槽整備促進事業	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/inawashiro.html	環境対策	補助金	猪苗代湖・裏磐梯湖沼流域における窒素りん除去型浄化槽の整備促進を図るため、同浄化槽の設置に要する費用の一部を補助する	猪苗代湖・裏磐梯湖沼流域の実施要綱で定める地域において窒素りん除去型浄化槽の整備を行う方
福島県	生活環境部 一般廃棄物課 (024-521-7249)	福島県浄化槽整備事業	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045a/wwwippanhaiki27.html	環境対策	補助金	①浄化槽設置費補助 交付要綱で定める基準額と対象経費実支出額を比較し、少ない方の額に補助率(通常は3分の1)を乗じた額 ②撤去費補助 交付要綱で定める基準額と対象経費実支出額を比較し、少ない方の額 ③宅内配管工事費補助 交付要綱で定める基準額と対象経費実支出額を比較し、少ない方の額に補助率(通常は3分の1)を乗じた額	単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換及び災害で被災した合併処理浄化槽の入れ替えを行う者に対して、市町村がその設置等に要する費用を助成する場合、その助成費用の一部を市町村に対し補助する。